

ジゴテキキュウサイハウハウトシテノセイゾウブツ セキニン

徳本, 鎮
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1925>

出版情報：法政研究. 57 (4), pp. 45-56, 1991-03-26. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



事後的救済方法としての製造物責任

徳本 鎮

- 一 製造物責任
- 二 製造物責任をめぐるわが国の学説・判例の傾向
- 三 製造物責任をめぐる諸外国立法例の動向
- 四 むすび

本稿は、一九九〇年一〇月七日の日本私法学会主催の慶応義塾大学法学部におけるシンポジウム「製造物責任」について、その「総論」として報告されたものに、そこでの討論等を踏まえて若干の加筆を試みたものである。徳本正彦教授の還暦祝賀論文として、この拙い論稿を捧げるものである。

一 製造物責任

一 何をもって製造物責任とするかは、それについての立法を欠くわが国の現状においては、それ自体、出発であると同時に目的でもある事柄であり、一つの検討課題といえよう。しかし、製造物にかかわる損害のうち、たとえば、

説論

売買における目的物の瑕疵自体についての損害に関しては、兩条の関係をめぐる学説・判例の争い⁽¹⁾をしばらく置けば、民法五七〇条の瑕疵担保責任や民法四一五条の債務不履行責任等がある。したがって、そのかぎりでは製造物にかかわる損害のうち、被害者の救済をめぐって法適用上特に問題になるのは、製造物の瑕疵（欠陥）に起因する結果として生じた生命、身体、または財産に関する損害の賠償である。

二 後述されるように、今日、諸外国では、製造物責任について多くの立法例のみられるところである。そして、これらの立法例にあっては、若干の差異こそあれ、製造物責任の内容は、そのほとんどが右のような製造物の欠陥に起因する結果として生じた生命、身体、または財産に関する損害の賠償責任といてよい。たとえば、この点について、一九八五年のEC理事会指令⁽²⁾は、その一条で、「製造者は、製造物の欠陥に起因する損害に対し、責任を負うものとする」と規定し、この場合の損害とは、「死亡または身体傷害によって生じた損害」、「欠陥の存在する製造物以外の財産に対する損害または当該財産の滅失」にかかわる損害であることを明規している（九条）。わが国の学説においても、ほぼ同様の説明が少なくない⁽³⁾。そこで、ここでは、説明の便宜もあって、とりあえず、製造物責任を、その総体において、製造物の欠陥によって、他人の生命・身体が侵害されまたは欠陥の存在する製造物以外の財産が侵害された場合の損害賠償責任としておきたい。

二 製造物責任をめぐるわが国の学説・判例の動向

一 わが国において、製造物責任事故が顕著となるのは第二次世界大戦以後のことであり、昭和三〇年前後の森永粉乳中毒事故⁽⁴⁾はその代表的なものである。しかし、この種の事故をめぐって、その製造物責任を裁判所で本格的に争われるようになるのは、さらに進んで昭和四〇年ないし五〇年代に入ってからのことといえよう。したがって、この

段階に至るとわが国の製造物責任をめぐる判例理論もかなり明確なものとなってくる。したがってまた、それに至るまでのわが国の製造物責任理論は、もっぱら学説にゆだねられるわけでもある。その意味では、わが国の製造物責任理論は、まず学説に先導され、つづいて判例理論へと展開していったことができるであろう⁵。そして、製造物責任をめぐる要件・効果等の具体的課題、したがってまた、それにかかわる学説・判例の動向は、それぞれ各論として別稿で検討されるところである⁶。そこで、ここでは、製造物責任、つまり、製造物の欠陥によって、結果として生じた他人の生命・身体・財産に関する損害の、したがって、その意味では事後的救済方法の枠組といった観点から、これらの学説、判例理論を概観することとした。

二 製造物責任の言葉にとらわれなければ、わが国の製造物責任についての学説はすでに昭和三〇年代の中葉からみられる。加藤一郎教授⁷の一連の関係論文やそれにつづく有泉亨教授⁸等の諸論文がその代表である。そして、その後各研究者によるおびただしい学説の展開は、周知のとおりである⁹。いま、これらの学説をよって生じた損害の救済方法の枠組といった観点から整理すれば、大きくわけて、契約法上の救済方法と不法行為法上の救済方法との二つに分けることができよう。このうち、前者の契約法上の救済方法については、さらに、(イ)瑕疵担保責任説、(ロ)債務不履行責任説、(ハ)保証責任説、(ニ)付随義務違反説等（信義則上や安全配慮義務上のものを含む）にわけられる。また、後者の不法行為法上の救済方法については、(ホ)過失責任説、(ヘ)工作物責任説、(ト)無過失責任説等にわけられる。これらの学説¹⁰は、いちおう現行法の解釈理論として提起されており、いずれも注目されるものであるが、同時に一長一短も否定しがたいところである。たとえば、瑕疵担保責任説は無過失責任となる点は長所であるが、賠償の範囲、さらには第三者被害の場合の契約責任等については工夫を要するところであろう。債務不履行責任説、保証責任説、付随義務違反説は、被害者の過失立証責任の負担を免れさせる点は長所であるが、やはり第三者被害の場合の契約責任等については工夫を要するところであろう。次に、不法行為法上の救済方法であるが、この立場は

契約性に拘束されないので単純かつ柔軟である。次に示される判例理論の大部分がこの方向に進んでいるのも理解されるであろう。しかし、この立場においても問題がないわけではない。まず七〇九条に基づく過失責任説であるが、あらゆる製造物責任事故を対象としうる点は長所であるが、成立要件としての故意・過失や被害者の過失立証責任の原則は、各種各様の商品の出現を考えると常に公平妥当とはいえないであろう。さらに、法人企業製造の場合の過失責任主体をめぐる四四条や七一五条と七〇九条の関係についても工夫を要するところであろう。したがってまた、工作物責任説（七一七条）や無過失責任説の提起となるわけでもあるが、これらの学説は立法論としてはともかく、現行法の解釈理論となるといづれも工夫を要するところといえよう。その結果、不法行為法上の救済方法としては過失責任説が中心となるわけであるが、その過失責任説も、次に示される判例理論の出現とともにその内容はきわめて広範なものとなっており、また、他方では、その限界ないし不適合さから無過失責任立法の提唱をみるところでもある。

三 事後的救済方法の枠組といった観点からみた、わが国の製造物責任にかかわる学説の動向が、契約法上の救済方法および不法行為法上の救済方法に二大別されることは以上のとおりである。それでは、このような学説の動向に対して判例理論¹¹⁾はどうであるかという点、判例理論の方は、若干の契約法上の救済方法もみられなくはないが、たとえばカネミ油症訴訟やスモン病訴訟に代表されるように、その大勢は不法行為法上の救済方法にあるといえよう。そして、この点が判例理論の特徴の一つといえよう。判例理論の第二の特徴は、不法行為法上の救済方法の中心が七〇九条の過失責任にあることを前提として、その場合の過失を製造者の予見義務違反ととるにせよ、あるいは結果回避義務違反ととるにせよ、さらには両義務違反ととるにせよ、その注意義務の程度が、きわめて高度ないし厳格なものと判断される傾向にある点である。判例理論の第三の特徴は、右の第二の特徴に関連して、判例によっては、そのような高度ないし厳格な注意義務の事実上の推定を試みているものもみられることである。判例理論の第四の特徴は、

製造者が法人企業である場合の過失責任について、原則的な四四条や七一五条の構成によらないで法人企業それ自体を責任主体とする七〇九条構成を採用する傾向にあることである。もつとも、この点については、そのような傾向のなかで、なお、四四条や七一五条構成を踏襲すべきとする、たとえばクロロキン薬害訴訟判決もみられるところである¹³。

以上が、救済方法の観点から、とりあえず指摘される判例理論の諸特徴であるが、個々の判決についてはともかく、このような諸特徴の上に成り立つ判例理論としての製造物責任の一般的傾向については、多くの学説は、被害者の適正ないし公平な救済により近づくものとして、これを支持するところといえよう。そして、学説にあっては、このような諸特徴を持った製造物責任は、伝統的な過失責任から無過失責任化への理論であるとか、過失の衣を着た無過失責任の理論であるというように、過失責任から無過失責任への一つの架橋理論と位置づけるものもみられる¹⁴。そして、そのことは、同時に過失責任としての製造物責任の限界ないし不適合さを示すことでもあり、したがってまた、その点から無過失責任立法の提唱¹⁵となることは、すでに述べられるとおりである。

三 製造物責任をめぐる諸外国立法例の動向

一 製造物責任について、特に救済方法の枠組みの観点からの以上のような、わが国の学説・判例の動向に対して、諸外国の製造物責任はどうであるかであるが、諸外国の、そして、特に最近時の製造物責任の特徴は、まず、製造物責任の新しい立法の増加ということであろう。

二 比較法的にみて、いち早く製造物責任の展開されたのはアメリカであり、ここでは、製造物責任について過失責任の法理や保証責任の法理等を経て、不法行為法上の厳格責任へと発展してゆくのは、一九六〇年代といわれる。たとえば、妻からプレゼントされた電動工具の欠陥による夫の傷害に対してカリフォルニア州最高裁が厳格責任を判

示した一九六三年のグリーンマン判決以来、この法理は一九六五年の第二次不法行為法リスティメント (RESTA TEMENT OF LAW, SECOND TORTS) の四〇二A条で支持されるとともに(なお四〇二B条参照)、多くの州の裁判所で採用されることとなっている。このような判例法の発展に対して、他方では制定法による製造物責任の統一化の傾向もかがわれるところである。一九七九年一月三十一日に、過失責任と厳格責任との併用を原則とする、いわゆるモデル法 (Model Uniform Product Liability Act) が連邦商務省により制定され、各州の採用が課題にされているとともに、連邦法自体としても、たとえばカステン法案、ダンフォース法案、リチャードソン法案等の各種の製造物責任法案の提出をみるところとなっている⁽¹⁶⁾。

三 次に、ヨーロッパでは、EC、およびその加盟国、さらには、いわゆる欧州会議加盟国の諸国における近時の製造物責任の立法化が顕著である。まず、ECは、一九八五年七月二十五日、「欠陥製造物についての責任に関する加盟国の法律、規則、および行政上の規定の調整のための閣僚理事会指令」(COUNCIL DIRECTIVE OF 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products) を採択することとなり、同月三〇日、これを各加盟国に通告した。これによって各加盟国は一九八八年七月三〇日までにこの指令に基づいた国内法としての製造物責任を整備することが義務づけられたわけである。現在までのところ、この指令に基づいて国内法を新しく立法化したのは、イギリス(一九八七年五月一日)、ギリシャ(一九八八年三月三十一日)、イタリア(一九八八年五月二十四日)、ルクセンブルグ(一九八九年四月二一日)、デンマーク(一九八九年六月七日)、ポルトガル(一九八九年一月五日)、西ドイツ(一九八九年二月一日)であり、草案の発表されたものに、フランス、オランダ、スペイン、ベルギー、アイルランド等がみられる。また、欧州会議加盟国ではオーストリア(一九八八年一月二一日)、ノルウェー(一九八八年二月二三日)等の立法化がみられる⁽¹⁷⁾。

四　そこで、これらのおびただし数の立法にみられる製造物責任の、そして、特に救済方法の枠組の観点からみた特徴である。まず、これらの立法において、その対象となる損害が、原則として、「製造物の欠陥に起因する損害」で、「死亡または身体傷害によって生じた損害」、「欠陥の存在する製造物以外の財産に対する損害または当該財産の滅失」による損害とされていることは（EC理事会指令一条、九条参照）、すでに序論でも述べられたとおりである。第二の特徴は、この損害を前提として、その損害賠償責任は、不法行為法上の、いわゆる無過失責任とするのが大勢となっていることである。たとえば、この点についてEC理事会指令前文は、同一条の損害賠償責任が製造者側の無過失責任（liability without fault）となることを明らかにしている。そして、このような責任の採用される理由は、特に専門的技術が向上している現代にあって、最新技術による生産に内在する危険の公平な配分という問題を適切に解決する唯一の方法と考えられる点にある、としている。第三の特徴は、右のような賠償責任、つまり製造物責任を負うのは、原則として欠陥製造物の製造者だということである。そして、この製造者には、一般に完成品の製造者、原材料の製造者、表示上の製造者、輸入業者、供給者が含まれるものとされ、対被害者の関係では一種の画一化責任を認めるところとなっている（EC理事会指令一条、三条参照）。第四の特徴は、立法技術として、右のような製造物責任の立法にあたって、原則として製造物の種類による個別的立法をとらず包括的立法を採用していることである。

四　む　す　び

一　ところで、日本私法学会は、これまで製造物責任について二回のシンポジウムを開催した。一回目の昭和四七年のシンポジウムは、主として現行法の解釈・運用を討論するものであった。¹⁸二回目の昭和五〇年のシンポジウムは、主として立法論を討論するものであった。¹⁹その後今日に至るまでの製造物責任をめぐる学説・判例理論の発展、さら

には内外にわたる立法資料の増加は、きわめて著しいものがある。²⁰ これらの経過をたどるとき、今回のシンポジウムの特徴は、製造物責任の処理について現行法ではどこまで解決できるのか、もし、そこに限界や難点があるとすればその処理、つまり立法はどんな内容になるべきであるのかといった、前回以後の資料をも参照しての解釈・立法の両面にわたる討論にあるように思われる。そして、この観点からのより具体的な、つまり各論的な討論課題が別稿で検討される、(イ)日本の判例、(ロ)製造物、(ハ)責任基準(1)欠陥、(2)証明問題、(ニ)責任主体、(ホ)損害論、(ヘ)責任の減免・制限、そして、さらには(ト)立法への提案等である。²¹

二　そこで、より正確にはこれらの各論的考察を待ってのことではあるが、それを先取りすれば、これまでの総論的考察からも推測されるように、わが国においても製造物責任は、やはり、原則として、製造者(広義)の不法行為上のいわゆる無過失責任として立法化されるべきものと考えられる。

その理由の一つとしては、やはりEC理事会指令前文が指摘するように、製造者側の無過失責任は、特に専門的技術が向上している現代にあって、最新技術による生産に内在する危険の公平な配分の一方法であり、したがってまた、被害者の公平な保護に通ずるものと思われるからである。²² 第二の理由は、新立法を契機に、要件、効果等の整備とともに、今回は討論課題からは除外されているが、さらに責任の分散・担保や紛争処理機構の整備が可能と思われることである。第三の理由は、世界的規模での国際交流化の今日わが国の製造物責任も少なくとも国際的水準を維持することが要請されるものと思われることである。²³

三　次に、右の製造物責任立法をめぐることは、諸外国の立法に顕著なように包括的立法によるのか、それとも個別立法によるのか、といった立法技術の問題がある。²⁴ わが国の無過失責任立法は、たとえば鉍害や原子力災害にかかわる立法のように業種別がほとんどであり、製造物にかかわる、たとえば医薬品副作用被害救済基金法(昭和五四年法律五五号)もそうである。両立法技術には、それぞれ長所があるが、製造物のようにその種類がきわめて広範な場

合には、やはり諸外国の場合と同様に包括的立法によるべきかと思われる。その場合には、その立法のなかで、さらにはその運用で業種間の不公平さを補う方法が検討される必要がある。

四 おわりに、以上から、事後的救済方法としての製造物責任は、結局、包括的な不法行為法上の無過失責任として立法化されるべきこととなる（提案第二参照²⁵）。その場合、注意されねばならないことは、この場合の、いわゆる無過失責任が、伝統的な過失責任の主観的成立要件としての故意・過失の修正型としてのみ理解されてはならないという点である。その理由は、まず、故意・過失の理論上、あるいは立証上の説明の困難な場面においては、同時に、因果関係上の説明も困難になる場合が大部分であり、したがって、文字どおりに故意・過失のみの修正型としての無過失責任では、それが実現しようとした公平な危険の配分はとうてい期待しがたいからである。特に、製造物責任のように、製造過程はもちろんのこと、その後の流通過程や消費者の使用過程に至るまでの沢山の独立人格者の介入を考慮すればなおさらともいいうるところである²⁶。諸外国の製造物責任が、事実上の推定等を含めて因果関係の立証に各種の工夫を試みていることは周知のとおりである²⁷。EC理事会指令も一般規定としてはともかく、同指令の、たとえば第三条の製造者の画一化制度、第六条の欠陥の推定制度等は、いずれも因果関係の証明緩和にも機能するところである。この点で、提案が、その第五で欠陥の推定を、また第六で因果関係の推定をそれぞれ規定していることは注目される点である。そして、このような推定規定は、すでに昭和五〇年の日本私法学会における製造物責任法要綱試案²⁸にもみられたところである。他方、無過失責任としての製造物責任は、製造物の欠陥から生ずる総ての損害に及ぶものではない。この点は、たとえばEC理事会指令にも明文化されているように、そこでは賠償されるべき損害の定型化・類型化が試みられている（指令第二条、第九条参照）。もちろん、同様な試みは、提案（第三、第九参照）や、製造物責任法要綱試案（第二条、第三条参照）にもみられるところである。そして、これらの損害の定型化・類型化は、無過失責任としての製造物責任の対象となる損害が、製造物に内在する危険性に基づく損害を前提にするた

めとも理解しうるところであり、同時に、このような損害の定型化・類型化が、責任の分散・担保としての責任保険制度等とより結合しやすくするものであることもあまり多くの説明を要しないところであろう。そして、以上のよう
に概観するとき、事後的救済方法としての無過失責任となるべき製造物責任は、伝統的な過失責任の主観的・客観的
両成立要件の修正型⁽²⁹⁾の中にそのあるべき姿を見いだすことができるとも思われるところである。⁽³⁰⁾

〔注〕

- (1) たとえば、柚木馨・売主瑕疵担保責任の研究一六六頁以下、星野英一・民法概論Ⅳ（契約）一二五頁、北川善太郎・契約責任の研究三〇一頁以下参照。
- (2) 好美清光「EC指令と製造物責任」判例タイムズ六七三号一六頁以下。本論文のEC指令は、すべてこれによる。
- (3) たとえば、平野裕之・製造物責任の理論と法解釈二七三頁以下参照。
- (4) 加藤一郎・不法行為法の研究一六二頁以下参照。
- (5) これらの発展については、川井健・製造物責任の研究二二二頁、加藤雅信「製造物責任規範とその問題点(1)」判例タイムズ三六一号六頁、長尾治助「製造物責任」民法講座六三九頁等参照。
- (6) これらの検討については、NBL四五六号六頁以下、同四五七号三六頁以下、同四五八号三六頁以下の日本私法学会民法部会シンポジウム「製造物責任」の各関係論文を参照されたい。
- (7) 加藤一郎「担保責任」民法演習(W)一〇四頁、同「製造物責任」注釈民法(19)一二九頁等。
- (8) 有泉亨「生産物責任論序説」市民社会と私法八二頁。
- (9) これらの学説については、川井・前掲書二二二頁以下、加藤雅信「製造物責任規範とその問題点(2)」判例タイムズ三六二号一四頁以下が詳しい。
- (10) これらの学説の分類については、川井・前掲書四頁、奥田昌道「契約法と不法行為法の接点」民法学の基礎的課題(中)二三三頁、椿寿夫「商品製造者の賠償責任」民法研究一三〇一頁、北川善太郎「担保責任」新民法演習(4)債権各論八七頁、北川善太郎・植木哲「製造物責任の諸問題(1)―責任の性質」現代損害賠償法講座(4)医療事故・製造物責任二七九頁、円谷峻

- 「欠陥商品に対するメーカーの責任」現代契約法大系第四卷一九三頁、平野・前掲書二七三頁各参照。
- (11) これらの判例理論については、川井・前掲書三五頁以下、森島昭夫「製造物責任の発展(1)―製造物責任問題の展開」消費者法講座2商品の欠陥一〇一頁、沢井裕「食品公害と裁判」法律時報五八卷九号六頁、淡路剛久「製造物責任の内容(2)―責任要件」消費者法講座2商品の欠陥二一五頁、平野・前掲書二九六頁、平野克明「薬品事故」製造物責任の現在(上)判例タイムズ六六号二八頁、徳本鎮・林田清明「食品事故」製造物責任の現在(上)判例タイムズ六六号五頁、安田総合研究所・製造物責任四〇三頁各参照。
- (12) たとえば営業用ガスレンジにかかわる前橋地高崎支判昭47・5・2判例時報六八七号八八頁。
- (13) 東京地判昭57・2・1判例タイムズ四五八号一八七頁、東京高判昭63・3・11判例時報一二七一号三頁。
- (14) 川井健・不法行為法四三頁以下、徳本鎮・企業の不法行為責任の研究一〇六頁。
- (15) 四宮・川井・森島・竹内・竹下各報告「製造物責任立法」私法三八号七一頁以下、川井・前掲書五二頁、前田達明・不法行為法理論の展開四五頁、國井和郎「製造物責任と立法学」法律時報五三卷一四号一四七頁参照。
- (16) アメリカについては、木下毅「諸外国における製造物責任(1)―アメリカ(現状を中心に)」消費者法講座(2)商品の欠陥三四五頁、落合誠一「諸外国における製造物責任(2)―アメリカ(立法を中心に)」消費者法講座(2)商品の欠陥三八九頁、松本恒雄「アメリカにおける製造物責任」判例タイムズ六七三三号八六頁各参照。
- (17) ヨーロッパについては、好美清光「EC指令と製造物責任」判例タイムズ六七三三号一六頁、浜上則雄「フランスにおける製造物責任の理論(一)(三)」民商法雑誌六三卷六号八二九頁、六四卷二号二二七頁、四号五九一頁、能見善久「ECの製造物責任」ジュリスト九六一号一三四頁、藤岡康宏「諸外国における製造物責任(3)―西ドイツ」消費者法講座(2)商品の欠陥四一一頁、飯塚和之「イギリスにおける製造物責任」判例タイムズ六七三三号七五頁、朝見・前掲立法資料一頁以下、Schmidt-Salzer/Holl, Kommentar EG-Richtlinie Produkthaftung, S. 103. 参照。
- (18) 私法三五号一〇〇頁以下。
- (19) 私法三八号七一頁以下。
- (20) わが国の近時の立法案として、たとえば、東京弁護士会消費者問題特別委員会の製造物責任法試案(一九八九年三月三日)、公明党の製造物責任法案要綱(平成二年二月七日)がある。なお、昭和六三年度日本私法学会民法部会シンポジウム資料「不法行為法改革の方向」ジュリスト九一八号八一頁以下参照。

- (21) これらの検討については、NBL四五六号六頁以下、同四五七号三六頁以下、同四五八号三六頁以下、日本私法学会民法部会シンポジウム「製造物責任」の各関係論文を参照されたい。
- (22) 無過失責任の根拠としては危険責任（報償責任を含む）を通説とするが（四宮和夫・事務管理、不当利得、不法行為中巻二五五頁、加藤一郎・不法行為（増補版二二頁、幾代通・不法行為五頁等）、もちろん過失立証の困難性の回避、さらには事故損害の配分に要するコストの問題もある（平井宜雄・法政策学一四九頁、森島昭夫「損害賠償責任ルールに関するカラブレイジ理論」私法学の新たな展開四〇五頁等）。
- (23) 国際交流の観点から無過失立法を指摘するものとして、加藤一郎「製造物責任の国際化—EC案をめぐる—」ジュリスト六八一号五三頁、好美・前掲論文判例タイムズ六七三号四一頁等。
- (24) 商事法務研究会・消費者保護政策における製品の安全性等に係わる規制の在り方に関する総合調査一〇〇頁参照。
- (25) 本論文に引用される各提案については、NBL四五八号六七頁以下の一九九〇年私法学会報告者グループ提案を参照されたい。
- (26) 徳本鎮「福岡カネミ油症第一審判決」ジュリスト六六六号八二頁。また、独立人格者が介入する因果関係の法的評価の問題を社会的因果関係とし特徴づけるものに、同「製造物責任について」日弁連昭和五二年度特別研究叢書三五五頁がある。
- (27) アメリカの法理については、松本恒雄「アメリカにおける製造物責任」判例タイムズ六七三号九五頁以下、ドイツの法理については、吉野正三郎「西ドイツの製造物責任訴訟」判例タイムズ六七三号一一三頁及び各参照。
- (28) 私法三八号七二頁以下の製造物責任研究会による「製造物責任法要綱試案」の第五条、第六条参照。以下に引用される要綱試案についても右試案を参照されたい。
- (29) この部分は、討論で東京大学の広瀬教授、京都府立医大の植木教授等のご質問にお答えしたところである。なお、無過失責任としての鉱害賠償責任について、それが伝統的な過失責任の主観的・客観的両成立要件の修正型として理解すべきとするものに、徳本鎮・企業の不法行為責任の研究二八頁がある。
- (30) 本論文は、すでに発生した損害にかかわる事後救済方法としての製造物責任についてである。したがって、事前の救済方法としての差止請求やさらには行政規制については、すべて省略されている。